

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

小林委員長 次に、橘慶一郎君。

橘（慶）委員 法務委員会で実は二回目の質問をさせていただく機会をちょうだいいたしまして、本当にありがとうございます。

きょうは、滝大臣、せんだつて大臣所信を述べておられますので、これに沿った形で、かつ、大臣もそうなんですけれども、地方行政なり国の行政、いろいろなことを御経験されておられます。そういったことを含めて、地域における法務行政というふうなことも少し視点に置かせていただきながら、とりわけ、裁判所法の審議は終わっているわけですが、法曹養成制度の問題を中心に一時間半おつき合いをいただきたい、このように思っております。

質問の前には万葉集を詠んで始めるということにしておりまして、大臣は奈良の副知事もされていたということですから、ふさわしいかなど。き

ようは梅雨晴れであります。雨が晴れた雲に沿ってホトトギスが春日の山を指して鳴いて渡る、そういう歌を詠ませていただきます。

万葉集巻十、一千九百五十九番。

雨晴れし雲にたぐひてほととぎす春日をさし
てこゆ鳴き渡る

では、よろしくお願いいたします。（拍手）

それで、まず最初は、ちよつと出足は辛い質問になるのは許していただきたいと思えます。

検察改革ということは大臣所信にも一つ掲げておられるわけですが、実は小川前大臣、退任時会見におかれまして、指揮権発動云々、こういう御発言があったわけでありまして、陸山会事件の虚偽捜査報告書問題について、検察の捜査に対する指揮権発動について野田総理に相談をされた、こういう発言をされた。そして、私はたまたま十二日の火曜日の衆議院予算委員会、稲田委員の質問等と一緒にいたわけでありまして、野田総理からは、そういう事実はないんだ、何もそういう相談を持ちかけられたことはない、明確に否定もされたわけでありまして。

そこで、これはまず確認事、事実関係なわけですが、これも、やはりこういう大きな問題でありまして、指揮権発動の要件はどうだとか、それはいいのかわかるのかとか、当然そういうことをそれなりに勉強されないとかなかそういう検討には入れないというのが普通だと思つて、法務省内部におかれて、例えば前大臣からそういうことについての御下問があったとか、あるいは、こういう場合はこうだとか、そういう何か実際検討

の形跡というのはあったのかどうか、これをまず確認させていただきたいと思えます。

滝内務大臣 政務三役の中で必ず週一回は三人だけ、それから、さらにその後、法務省の幹部数人も交えて、いろいろな重要事項、あるいは当面のいろいろな流れ、これについての意見交換をするのが恒例でございます。

ただ、その中で、少なくとも、指揮権発動というふうな思い詰めたような意見交換をしたことは実はまるでございません。そのところは、だから、小川大臣がどういう格好で新聞記者との懇談で、あるいは会見でおっしゃったのかよくわかりませんが、少なくとも法務省としてそういうふうな意見を交換したこともございませんので、その辺のところは申し上げておきたいと思えます。

橘（慶）委員 よくわかりました。

そこで、新大臣でございますので、このことについて私は二つのポイントがあると思うんですね。一つは、やはり指揮権発動というのは非常に重たいことでありまして、当然、新聞にも次の日活字になるようなテーマでありますから、こういったことを、今おっしゃったように、例えば政務三役同士でもお話をされていない、そういうことであれば、余り軽々にそういうことをおっしゃらない方がいいんじゃないかと。これは一つの、政治的にいいますか。

それから、大臣をおやめになれば一議員に戻るということ、これは理解するわけですが、しかし、大臣も行政経験者でございますから、その瞬間において、退任時ですから、まだ大臣としての

御発言とやはり見るべきだと思つたんですね。そうすると、ある程度積み上げたお話ならいいわけですが、余り軽々に、これはされない方が組織の長としては望ましいんじゃないか、どうですかというのの一点です。

もう一つは、新大臣でございますから、指揮権の発動の権限をお持ちになるわけでありまして、指揮権発動というのは過去に一回しかない、そういう事案であります。こういうものについて当然抑制的かつ慎重であるべきだということについての、今から大臣としてお務めになる上でのお考えをお聞かせいただきたい。

この二点、お願いいたします。

滝国務大臣 指揮権の問題は、条文にありますから、当然それは意識しなければいけないと思つてんです。

ただ、意識の仕方が二つあると思つたんですね。日常の意識の仕方としては、個々具体的な問題について、軽々にいろいろな意見を言つてはいけない。それが回り回って、何か、法務省当局はこういうふうなふうな思つていられるよとか、こういう見解を出しているよとか言われるようなことは、できるだけ日常避けるというのが、やはり、この条文に関連していえば、日常茶飯事の話として意識しなければいけないと思つています。

それからもう一つ、二十七年前ですか、もっと前ですね、昭和二十九年のあの事件は、やはりそれは、当ても批判されましたように、法務大臣として、条文上ありますけれども、まともにそんな

ことをというか、陰でも、まともでも、そういうようなことを本来やっていかどうかというのには、これは、それこそ政治的な大問題というように常に発展する要素を持っているわけですから、こういうことを、少し形式張った言葉で表現すれば、抑制的に考えるということが大原則だろうと思つています。

ただ、その逆に、日常茶飯事、個々の事件について見解を示すようなことも、これは避けなげやいかぬ。これがやはり法務省全体としてのけじめだろうと思つています。

橋（慶）委員 よくわかりました。

昭和二十九年ですから、一九五四年、考えてみれば五十八年前のことだということですね。大臣私ちよつと経歴を拝見して見ますと、中学生ごろの、そういうお話だと思つています。そういうことについて、確かに、今お考えのような形で、やはり抑制的にぜひお考えいただきたいな、こんなふうにありますし、これは、委員会ですらだけお話しただけならば、私としては質問した方がいいが、あつたなと思つています。

次は、検察改革ということで、この辺は、もちろん、この法務委員会所属の各委員の方々は非常に深い御質問もされるわけでありまして、私の方は簡単な質問になつてしましますが、検察改革ということで、大臣所信を見ますと、監察体制の構築あるいは検察基本規程の策定など云々、こういう文言でございました。

大臣として、この検察改革、いろいろなことがあると思つたんですが、特にどういふ点を重視して

取り組んでいかれたいか、ここが所信でございますので、お考えをお伺いしておきたいと思つています。滝国務大臣 既に昨年、検察庁が、検察の理念というか検察基本規程という格好でまとめました。いろいろな事件を踏まえた上で、検察庁は検察庁として指針を示したわけでございますから、この指針をしっかりと徹底していくことが、検察改革のまずは前提だろうと思つております。

そのためにも、それを担保する意味で、それを裏づける一つの手段として、可視化の問題とか何かに全力を挙げていかなければいけない、今そんな状況にあるんじゃないだろうかというふうな認識をいたしております。

橋（慶）委員 それでは、次のテーマに移らせていただきますが、司法行政を進めていく上で、国民がいろいろな形で言つてみれば参加をいただいている。裁判員制度もそうですし、その後テーマにしたい人権擁護委員とか保護司さんというふうなことで、非常にボランティア的に実は法務行政の一環を各地域で担つていただいている、こういう事実があるわけです。

そこで、まず裁判員制度。これは先ほど大口委員からも深い質問がありまして、私の方は簡単な部分だけなんですけれども、まず、本年五月に施行から三年が経過したということで、国民の間にも定着しつつあるという御認識であるわけですが、これも、ここでデータのなことを一、二、お伺いしておきたいと思つています。

この三年間といいますが、ことしの三月末と言つた方がいいんでしょうかね、ちょっと三年は切

れますが、この間、裁判員をお務めになった国民というのは、どれくらいの数の方がいらっしやるのか、そしてまた、どの程度の訴訟の件数が取り扱われているのか、このことについてまずお伺いをしたいと思います。

植村最高裁判所長官代理者 お答えをいたします。

制度施行からこの三月までに、全国で三千六百八十五人の被告人について裁判員裁判が終了をしております。この間、裁判員として関与された方は合計で二万八百七十七人でございます。補充裁判員として関与された方が七千二百五十七人というふうになっております。

橘（慶）委員 三年間の中で、二万人に上る方々が言ってみればそういう経験をなさったということでありまして、そしてまた御協力もいただいた。補充員も合わせれば三万人近い方々ということでありまして。

そこで、この取り扱われた訴訟、今、三千六百八十五人の被告人に対して訴訟、件数的にはもうちょっと減るのかもしれないけれども、その中で、では、いわゆる二審、高等裁判所に控訴された件数はどの程度あったのか。そして、高等裁判所の判決が出ているものがあるとしたら、裁判員の皆さん方の意見を踏まえた一審判断というのはどの程度維持されているのかということについて、お伺いをしたいと思います。

植村最高裁判所長官代理者 裁判員が取り扱った事件のうち、ことしの三月末までに控訴申し立てがあったのは、人数で申しますと千二百四十一

人でございます。このうち、同じく三月末までに控訴審の審理が終了して判断が出たものでございますが、九百三十五人となっております。このうち、控訴棄却、あるいは控訴を途中で取り下げるといふこともございまして、控訴棄却や控訴取り下げで終了し一審が維持されたのが八百七十人でございます。九百三十五人と比べますと、九三％は一審の判断が維持されたということになります。

橘（慶）委員 私は、素人的にいきますと、九三％、かなりの裁判員さんの、いろいろ御苦労されて裁判官の方々と出してこられた結論については、かなり維持され、妥当な形になっているんだらう、このように私なりにも思うんですけれども、この三年間、こういう制度を運用されて、今、いろいろ数字的なデータはいただいたわけですが、この裁判員制度の状況、あるいは今お話のあった数字についての刑事局長さんとしての所感をここでお伺いしておきたいと思っております。

植村最高裁判所長官代理者 制度の施行から三年余りが経過したわけでございますが、全体として見ると、やはり何と云っても、参加される裁判員の皆さんの意識が非常に高い、あるいは誠実にその職務をこなされる、こういったことに支えられまして順調な運営がされてきたというふうに言っております。

ちなみにもございますが、平成二十三年に裁判員を務めた方のアンケート結果を御紹介させていただきます。裁判員として参加したことにつきまして、非常によい経験と感じた、あるいはよい

経験と感じたというふうにお答えになった方が九五・五％という大多数を占めておりまして、裁判員の皆さんが充実感を持って制度に参加していただけたものというふうに考えております。

ただ、我々いたしましたしましては、いろいろ課題もあるわけございまして、今後も、運用状況を把握し、いろいろな問題を検討しながら、適切な運用に努めてまいりたいというふうにご考えております。

橘（慶）委員 課題の部分については、また各委員からも御指摘があるところでもありまして、また、そこはやはり、制度をより安定的に動かしていくためには課題の解決ということもよろしくお願いしたいと思います。

人権擁護委員、保護司さんのことについて、少しお話をさらに進めていきたいと思っております。

滝大臣は実は県の行政にかかわられたわけですが、私は市の行政にかかわったものですが、今、今ちょうど六月定例会というのをあちこちでやっておりますけれども、大体、いろいろな市長提案の中には、人権擁護委員の選任の同意とか、そういうのが出てまいります。市の行政をやっていますしたら、人権擁護委員さんというのがそういう大変大きな役割を果たしておられることを肌身で感じるわけでありまして。

そのほか、地域では、厚生労働省さん関係でいえば民生委員とか児童委員、あるいは総務省関係でいえば行政相談委員、そういった、全てこれは無報酬で、ボランティア的に、言ってみれば行政と国民生活との橋渡しをしていたいただいている貴重

な役割を果たしている方々が実はたくさんいらっしゃるのではあります。

法務省さんのデータでいえば、人権擁護委員は全国に一万四千人ばかり、そして保護司さんは四万八千人の方がされている、こういうふうにもお伺いしております。

そこで、この人権擁護委員さん、そしてまた保護司さんを取り巻く最近の状況なり、またそれに対する法務省さんとしての考えということ、幾つか質問させていただきたいと思っております。

時代は移り変わっているわけでありまして、やはり今日、少子化とか核家族化とか、社会も、言ってみれば必ず弱くなるとか、いろいろな問題がございます。そういう中で、まず最初に、人権擁護委員の方々が取り扱う事案において、今日の特徴をまずお伺いいたします。

石井（忠）政府参考人 それではまず、人権擁護委員の活動状況について御説明をさせていただきますと思います。

人権擁護委員としての活動には、大きく分けまして、人権啓発活動と人権救済の活動とがございます。

まず、人権啓発の活動につきましては、これは、国民に人権について理解していただき、その人権意識を高めていただく、こういう目的でさまざまな取り組みをしていただいているところがございます。

人権擁護委員の皆さんは、各地域におきまして、それぞれ啓発の目的に沿ってさまざまな取り組みを自主的に企画し、遂行されているというところ

でございます。具体的には、シンポジウムあるいは講演会といったもののほか、全国的に言いますと、人権の花運動あるいは人権教室、中学生人権作文コンテスト、こういった取り組みがされているところでございます。

これらの活動を通じて、最近でいいますと、いじめなど身近な問題から人権というものを自分のものとして考えていただく、こういう取り組みを人権擁護委員の皆さんに推進していただいている、こういうところでございます。

それから、人権救済の活動でございますが、これは、人権に関するさまざまな悩み事等につきまして、相談に応じ、また問題の解決に向けていろいろな援助をしていく、こういう活動でございます。

まず、人権相談につきましては、法務局、全国の法務局の相談窓口もございしますが、そのほか、市町村あるいは民間の施設などをお借りしまして、地域の皆様のさまざまな御相談に応じているというところでございます。

それから、最近の活動といたしましては、子どもの人権 SOS ミニレターという取り組みがございます。これは相談用の便箋と封筒が一つになった用紙でございますが、これを全国の小中学生に配布させていただいております。悩み事があれば、これに書き込んで投函していただけますと、最寄りの法務局に届く、こういう仕組みでございます。寄せられたレターにつきましては、主として人権擁護委員の皆さんが、一通一通その内容を確認して、適切なアドバイスなどを付して、全部の

レターに返信をする、こういう取り組みでございます。これは平成十八年から全国で展開しているものでございます。

このレターの中には、虐待を受けていると思われるような内容のものなど、重大で緊急性の高いケースが時々ございます。こういったケースにつきましては、速やかに人権擁護委員の皆さんと担当の法務局職員が事実関係を確認するなどし、学校あるいは児童相談所などと連携をして、その子供の保護、救済を図る。具体的には、児童相談所に一時保護を求めるといった対応をしているというところでございます。

人権擁護委員の活動としての事件の傾向という特別なデータはございませんが、最近の傾向といたしましては、児童のいじめあるいは虐待というものが増加傾向にございますので、このようなレターの取り組みというのは、それに対して有効な対応かと思っております。委員の皆さんは、このような形で人権侵犯事件の調査といったものに携わっていただいているというところでございます。

今申し上げました SOS ミニレターの取り組みでございますが、年々、子供から寄せられるレターの数が増加しております。それだけいろいろな人と言えない悩みを子供さんたちが持っているんだなということがわかるわけでございます。それに対して委員の皆さんの御負担も増加しているところでございますが、子供からお礼状が届くようなこともございまして、やりがいも増しているというふうな声も聞いているところでございます。

そのほか、先ほど申しましたような各種の啓発活動につきましても、自主的な取り組みを推進していただいているところがございます。活動が充実いたしますと、それに伴って繁忙度も増すというふうなことから承知しております。

法務省といたしましては、このような人権擁護委員の皆様の取り組みを尊重しつつ、各地の法務局におきまして十分連携を図り、国民の人権擁護の一層の充実に向けまして、その活動をバックアップしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

橋（慶）委員 児童虐待という問題が一つあるわけでありまして、そういったところまで、子供ということに結構視点を当てられての活動ということを今お伺いしたわけでありまして。七月は人権擁護の月間になるということでもありますし、そういう時期かなと思います。

では、保護司さんの方でありますけれども、これについては、保護司さんお一人が担当する保護観察対象者、お世話される対象者の数はどの程度担当されているのか。また、最近、保護観察対象者も、やはり、これまた時代の移り変わりで、いろいろまた御苦労もあるんだろうと思うんですが、この辺の特徴について保護局長さんの方にお伺いいたします。

青沼政府参考人 保護司が担当する事件数は、その地区における保護観察の事件数ですとか、あるいは、その地区に所属する保護司の数によって区々となります。そういった点で一概には言えないのでございますが、年間の保護観察事件取扱件

数を全国の保護司数で割りますと、保護司には年間二件程度の保護観察事件を担当してもらっていることとなります。

それから、保護観察対象者の最近の傾向を見ますと、その特徴としては、高齢者や無職者の割合がふえているほか、再犯率が高い覚醒剤事犯者、これが仮釈放者の二割以上を占めるなど、いわゆる処遇困難者の割合が増加しているというのが現状でございます。しかも、保護観察対象者の家族ですとか、あるいは地域の支援が得られにくいなど、保護司活動が困難となっているという現状が指摘されております。

橋（慶）委員 人権擁護委員さんの方は、どちらかというと若い世代の方々の事業が出てきている。そうなると、人権擁護委員さんというものの中には、やはりそういった気持ちがある、世代的には少し若い人が必要な感じもいたしますし、また一面、保護司さんの方は、逆に高齢者あるいは無職者、あるいは覚醒剤等のそういった関係の方ももとは、どちらかというと少年という方に対して更生を手伝うというような感じだったんだと思うんですが、やはり、そこもまた求められている人物像が少し変化してきているのかなと思います。

それぞれについて伺います。
人権擁護委員のなり手というのは十分な状況であるのでしょうか。そしてまた、今日的な状況において、性別も含めて、多様な職業、経験をお持ちの方々に委嘱されることが望ましいと思いが、最近の傾向についてまず人権擁護局長さんに

伺います。

石井（忠）政府参考人 まず、人権擁護委員に委嘱されている方の職業でございますが、現状で見ますと、宗教関係の方、農林漁業関係の方、それから会社の関係の方、教育関係の方、そして弁護士の方などが職業としては上位を占めているところでございます。

ただ、現状では、人権擁護委員の方の半数以上が無職ということでございます。これらの方は、以前、教職についておられたり、公務員の仕事をされたことがあるといった方が比較的多いという傾向でございます。また、人権擁護委員全体の中で女性の割合が四割を超えているというふうな傾向もございます。

こういった状況で、実質的には、多様な職種、経験を持った委員の方々が委嘱されているというふうなところがございます。

それから、なり手の話でございますが、人権擁護委員の現在員、ここ十数年、先ほど御指摘ありましたように、おおむね一万四千人前後で推移しているところでございます。

御承知のように、人権擁護委員は、市町村長の方からの御推薦をいただきまして法務大臣が委嘱する、こういう法律の仕組みになっております。現状でいいますと、御指摘のように、若い方も入っていたり、かいろいろ要望はございますが、全体的に拝見しますと、市町村の皆様方の御尽力によりまして、人権擁護委員にふさわしい人材を御推薦いただいているのではないかなと思っております。

その結果、現状では、必要な人員はおおむね確保できているものではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

橋（慶）委員 同じ質問になります。保護局長さんに、保護司についての状況、充足されているのかどうであるかということをお願いいたします。

青沼政府参考人 まず、保護司の現在員については、先ほど委員御指摘のとおり、現在約四万八千人程度でございます。これは、十年ほど前はおおむね四万九千人程度で推移しておりましたので、この十年間で減少傾向にある、こういう状況でございます。

また、保護司の職業別構成で見ますと、以前は農林漁業あるいは宗教家の占める割合が高かったわけですが、最近では、定年退職者やあるいは専業主婦などの無職の方々の割合が高くなっているというのが現状でございます。

保護司のなり手の確保につきましては、これまでは、退任する保護司の方が個人的な人脈等を生かして新任保護司を推薦するといったことが一般的でございましたが、地域の人間関係が希薄化している、そういったような事情によりまして、近年、それが困難になってきていると指摘されておりまして、より幅広い層から保護司の適任者を確保することが重要となってきているという状況でございます。

橋（慶）委員 ありがとうございます。
そして、大臣所信におきましては、再犯防止対

策の推進の一環ということで、保護司の方々の活動に対する支援の拡充、こういうことをおっしゃっているわけであります。

法務省として具体的にどのようなことに取り組んでいかれるのか、これは大臣から御答弁をお願いいたします。

滝国務大臣 今報告がありましたように、基本的には保護司さんは、二・五人ぐらい、こういうような方々を自分の担当としておやりいただいているわけでございます。しかし、それだけでは、昨今のような再犯防止という観点からは、もっともっと保護司さんの仕事もふえてくる、そんな社会情勢ではないだろうか、こう思っております。そういう意味では、昨年の七月に、再犯防止に関する政府としての取り扱いについて決定をしたところでございます。

できるだけ保護司さんにも働いてもらわなきゃいけないし、しかも、再犯というのがだんだんふえてくるという減らない中で、保護司さんに働いてもらうためには、やはりそれだけのバックアップ体制もやっていかなければいけないのかな、こんな感じを持っているところでございます。

橋（慶）委員 本日は、そのバックアップ体制の、具体的にどのようなことをお考えかということももちよっとお聞きしたいわけでありますが。

ただ、今おっしゃったバックアップという中で、この項の最後の質問になっていくわけですけれども、保護司さんあるいは人権擁護委員さんについては大臣委嘱ということになっております。それぞれ、地域のそういう委員だから、必ずしもそ

じやなくてもいいんじゃないかというのは時々言われるお話であります。しかし、現実、今お話がありましたように、非常に御苦労なことをボランティア的に取り組んでいただく、また、なり手も探さなきゃいけないということの中では、やはり法務大臣委嘱という形になっていくことは非常に意味のあることだ、私はこのように思います。

そこで、保護司さん、そして人権擁護委員さん、それぞれの大臣委嘱制度の維持ということについて、どうもお答えはそれぞれになるようですけれども、大臣から続けてお答えをいただければと思います。

滝国務大臣 まず、人権擁護委員でございますけれども、いろいろな相談事を地域から言われて仕事をもらうわけですね。したがって、いろいろな人権問題の第一線の相談窓口という意味では、大変御苦労をいただいていると思います。だから、人権擁護委員は、地域の中でいろいろ人権問題についての、こういう被害を受けたから何とかならぬだろうかというのを受けたら、それをどういう格好でこなすのが一番いいかということ、御案内のとおり、やってもらっているわけです。

それから、保護司の方も、基本的には、先ほどちよっと申しませんでしたけれども、例えば就業センターとか自立支援センターとか、そういう住まいあるいは仕事のセンターみたいな、どちらかというところと住まいですね、住むところ、そういうところがまだまだ足りない部分、あるいは更生保護

施設がなかなか足りないところを保護司さんが必要力バーして、いろいろなあっせん相談にも乗ってくれていると思います。

そういう意味で、バックアップ体制というのは、ただ単に保護司さんの個人的な活動じゃなくて、やはり国として、住むところ、あるいは就労の世話をすると、そんなことも、保護司さんの活動を支えるのは当然国でなきゃいけませんから、そういうところに力を入れていくということだと思っております。

橘（慶）委員 済みません、質問の大臣委嘱の維持ということについては、御見解はいかがですか。

滝内務大臣 それはもう、人権擁護委員にいたしましたも、保護司さんについても、大臣委嘱ということ、そのまま考えているところでございます。

ただ、今の人権委員会設置法ということになりますと、その辺のところは、どういう格好で大臣の名前を出せるのかということは、技術的な問題とどうか、形式的な問題としてあり得ると思うんですけれども、少なくとも、支えるのは法務大臣ということには変わりないと思っております。

橘（慶）委員 人権委員会の法律の問題は、また別の次元でしょうから、大臣委嘱の維持をぜひよろしく願いたいと思います。

法曹養成制度の問題について入ってまいりたいと思えます。

これは二度目の質問になるわけで、平岡大臣とも大分議論させていただきましたが、これは、司

法試験に合格をされた方、いわゆる司法修習を終えた方の問題というのが、例の給費制、貸与制の問題等でクローズアップされているわけですけれども、それだけではなくて、合格しなかった人、三振制で残念ながら合格できなかった人ということも含めて、こういったことを志した若い方々というもののどのようにまた頑張っていたかどうかという大きな視点でやはり捉えていかなきゃいけない。そこには法科大学院の問題も絡んでまいりまして、行政的にも、法務省、文部科学省を通じた問題になっていくわけでありまして。

順番に質問をさせていただきたいと思えます。まず、合格者の皆さん、いわゆる司法修習を受けている方々の部分から議論を始めていきたいと思えます。

弁護士登録者の推移でありますけれども、平成十三年四月一日、今から十一年前、一万八千二百四十六人。それから司法制度改革がありまして、合格者がふえまして、昨年の四月一日現在では三万五千八百八十八人でありました。せんだって、主意書を出させていただいて、ことし四月一日、ですから一年たちまして、ことしは三万二千三百三十四人、一千六百十六人ふえているわけでありまして。昨年秋の司法試験合格者数は二千六十三人でありまして、言ってみれば、登録された方、それからリタイアされた方、おつりで大体一千六百人ぐらいふえている、こういう形であります。

最近、合格者数は二千人というものを維持されているわけでありまして。こういう調子でいきますと、遠からず、あと四、五年たつと四万人を超え

る、そんな勢いじゃないか、こんなふうに見てしまつわけですけれども、司法法制部長さん、見通しについて伺います。

小川政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、日本弁護士連合会の公表資料によりますと、弁護士として登録された者の数は、先ほどの御指摘ございましたように、平成十三年四月一日現在で二万八千二百四十六、平成二十三年四月一日現在で三万五千八百八十八、平成二十四年四月一日現在で三万二千三百三十四ということでございます。

今後の弁護士の数につきましては、今後の司法試験合格者数などによって左右されるものでありますため、その見通しについて予測できるという性質のものではございませんが、平成二十三年四月一日から平成二十四年四月一日までの間に増加した人数、御指摘のとおり千六百十六名ということでございますので、今後、毎年この千六百十六人ずつふえていくと仮定した場合には、約五年後の平成二十九年には弁護士の数が四万人を超えると試算されるところでございます。

橘（慶）委員 一万八千人から三万人でも、言ってみれば七、八〇%の増ということで、そして今、三万人から三万二千人、年間千六百人もふえてこられる。もちろん、もともとゼロワン問題とかいろいろ法律家、弁護士さんたちの需要というふうなこともあつて、それはある程度吸収してきた部分もあつたし、そういう目的は果たされてきているんだと思うんですが、やはり一面、今それだけ供給していつて本当に需要とのバランス

というのは大丈夫なのかなと心配になるわけであります。

それを見る数字というのが未登録者の割合の推移だろうと思っております。

六十三期、これは平成二十二年の秋の司法試験ということ、秋の修習ということですかね、十二月で一一％、三月で三・七％未登録、六月、半年たつて二・六％未登録、こういうカーブだったわけでありませう。

六十四期、今未登録中の方でいうと、十二月時点では二〇パー、前が一一パーだったものが二〇パーになった。三月になれば五・五パーまで減っているけれども、その前の年は三・七％ですから、やはり一・八％ふえている。六月の数字はまだ出ておりませんが、確実に曲線がだんだんに振れてきているということでありませう。

この数字を見たときに、実際、現場において、いわゆる修習後の弁護士さんたちの就職が困難になるといった状況は本当に生じていないのか、このことを法制部長さんに確認させていただきます。

小川政府参考人 お答えいたします。

日本弁護士連合会の調査によりますと、司法修習終了者のうち、裁判官及び検察官に任官した者を除きまして、司法修習終了直後のいわゆる一斉登録日に弁護士としての登録をしなかった者の割合は近年増加傾向にあるものと承知しております。そのような者の中には、法律事務所就職した上で弁護士として登録することを希望しているものの、法律事務所への就職が決まっていないうえ、弁護士としての登録をすることができない者も含

まれているということが推測されるわけでございます。

もつとも、そのような方々も、その後数カ月以内には相当程度弁護士としての登録をしているほか、一部は民間企業や官公庁などに就職しているものと承知しております。

以上でございます。

橋（慶）委員 そこはちょっと見解を異にする部分がありまして、今はそうかもしれませんが、けれども、先ほど申し上げた、去年、六十三期は六月たつて二・六％。六十四期、どういふ数字が出るか、もうすぐ出てくるんだと思いますが、これが二パー、三パーならそういう御説明もあるかもしれないけれども、五％になり一〇％になるというふうなことになるたら非常に大変なわけでありませう。

もちろん、そういうことになる前に法曹養成制度全体の見直しをしよう、こういうお話だと思っておりますけれども、一面、また別の視点からこの問題、実は総務省さんが政策評価をずっと進めてこられて、四月二十日に法曹養成についての政策評価がまとまっております。

この総務省さんの四月二十日に発表された政策評価によりまして、これは総務省さんの記述なんです、現状の約二十人の合格者でも、私が申し上げたように、弁護士の供給過多となり、就職難が発生、OJT不足による質の低下が懸念、こういうふうな総務省さんは指摘をされたわけでありませう。

こういう指摘があるということであれば、当然、

この根拠として何らかの事実を把握されているんだと思います。ここでは、その総務省において把握した実情、現場の声というものを御披露いただきたいと思います。

新井政府参考人 法曹人口につきましては、司法制度改革推進計画におきまして、平成二十二年ころには三千人程度とすることを指すこととされました。その後、弁護士の年間合格者数は、平成十三年度の九百九十人から二十三年度の二千六十九人と増加し、法曹人口も約一・六倍となっております。

一方、当省がその後の法曹需要の動向を調査したところ、例えば弁護士会等の法律相談件数は、法律扶助対象の法テラスの無料法律相談が顕著に増加しているが、有料法律相談は減少しており、企業内弁護士数の増加や任期つき公務員在籍者数の増加はあるが、いずれも弁護士人口の拡大を吸収するほどではないなど、審議会意見において予見されたほどの法曹需要の拡大、顕在化は確認されませんでした。

また、そのような状況の中、就職状況につきまして見ると、日弁連によれば、弁護士の一括登録日における未登録者数は年々増加しており、平成十九年は三十二人であったものが、二十三年は四百人となっております。

また、当省が実地調査した二十二単位弁護士会のうち、十八の弁護士会では、弁護士事務所等への就職が困難になっているとしており、このため、十一の弁護士会では、就職難から、いわゆる即独軒弁が以前より増加しているとし、このうち八弁

護士会では、OJT不足により質の低下が懸念されているとしております。

このOJTの重要性につきましては、司法制度改革推進本部のもとに置かれまして法曹養成検討会に出された、司法修習委員会、議論の取りまとめにおきましても指摘されているところであります。

以上の調査結果から、現状の二千人程度の合格者数であっても、弁護士の供給過多となり、就職難が発生し、OJT不足により質の低下が懸念されるものがございます。

橘（慶）委員 この部分は、司法法制部長さんには当然この勧告は出ているわけでありますが、また受けとめていただいて、実情の把握に努めていただきたいと思いますのであります。

今ほどお話の出たまいました中で、私は弁護士さんの世界じゃないものですから、即独、軒弁と言われて、最初は何だろうと思いました。即独、司法修習を修了後、即、独立する者。軒弁、法律事務所に正式に就職せず、固定給なしで事務所の机だけを借り、独立採算型の経営をする者。こういうことなんだそうです。

即独、軒弁、それはわかる方にはわかるんでしょうけれども、こういう形になるとどういう弊害が出てくるのかということについては、法務省さんは当然、業界と言ったら叱られますけれども、弁護士の世界をよく御存じですから、こういう方々がふえてくるとどういふ問題が出てくるのか、これは法務省さん、大臣の見解をお伺いいたします。

滝内務大臣 弁護士の数が異常にふえるというか、想定外とは言えませんが、ふえた結果、どこで仕事が増えるのかということが追いつかない、そこに基本的な問題があるわけですね。

もともとは、法曹人口をふやさないと基本的に事後チェックができない、それが本来の出発点だったわけですね。要するに、事前に行政が細かいところまで規制をするんじゃないかと、規制はできるだけ差し控えて、後の結果を事後的にチェックしていく、そのためにも事前に法曹が社会の隅々まで渡っていないといけない、それが本来の理想形として出発したわけですね。

それができないうちに弁護士さんの数は確かに予定どおりふえました、こういうことですから、そこで弁護士さんのなかなか思うような収入が得られない。したがって、新しく弁護士資格を取っても、弁護士事務所に最初は就職して、そこで修行をしないと、現場での研修、仕事をやりながらの研修ということが期待できない、今そういう時代になっているわけです。したがって、言われますのは、新しくなった弁護士さんは厳しい修行の時期を失っている、これが最大の今の問題。

それから、弁護士業務がかち合う、とり合いになるんじゃないだろうか。日本はまだ、そんなアメリカで言われているようなことまでは起きていないと思いますけれども、そういう、まずは修行の場が制約されているというところに今の問題があると思っています。

橘（慶）委員 やはり問題として大分煮詰まっ

てきている状況だと思えます。もともと三千人の合格者を出すという話から始まっていたわけでもありません。

それと、この若い方々が、きょう現在即独であり、きょう現在軒弁でやっておられる方々にとつては、ある意味で、私もがつくった制度の中において、一人一人の人生というのは、そのときじゃないと二十でなかつたり二十五でないわけですから、その段階で、言ってみれば、その方々の人生の可能性というのを私も奪っていくということになつては一番いけないわけですよ。

そんなふうに考えますと、いろいろなことあるけれども、まずそういう若い方々の視点で、この問題はやはりそういうところにも視点を置いて取り組んでいかなければいけないんじゃないかとつくづく思っております。

後でまた御感想はいただくとして、今ほど大臣もおっしゃったように、ふえてくる供給、これに対して当然いろいろな取り組みをされております。これは主意識のお答えもいただきました。東日本大震災の被災者に対する法テラスの取り組みもあります。国の採用もふえております。地方自治体でも弁護士さんを任期つきで採用される事例も頂戴しました。企業内弁護士も、それは前よりはふえております。ただ、そのふえる数というのが数名とか数十名とか数百名なんです。供給の方は一千何百名単位でふえてきているということに対して、どうも供給と需要で開拓されているものがつり合わない、そういうことが見てとれるわけでありませう。

それはそうといたしましても、今の状況においてやはりそうやって困っている方もいらっしゃるということであれば、今後、活動領域の拡大ということはどうしても必要だと思えます。非常に厳しい状況ではありますが、この活動領域の拡大ということについては、法務省さんが期待されている分野、どういったところを考えておられるのか、確認をいたします。

滝国務大臣 当初、法曹人口をふやすときの理由を見ますと、例えば特許とか、要するに海外関係で法曹人口がまだまだ足りないということが一つございました。それから、社会の隅々まで法曹が行き渡るためには、例えば、企業も法曹を採用する、それから、もちろん公的な機関、公務員も法曹を採用できればと、こんな絵を描いたと思うんです。ところが、実際問題としてそこが行き詰まっている。

したがって、今やれることは何かというと、やはり、弁護士資格を持っていても、市町村の公務員として手を挙げてもらう、県の公務員として、地方公務員でございませぬけれども、手を挙げてもらう、そういうことを徹底していかないと、とりあえずの問題は解決しないだろう。現実には、市町村でもいわば法曹資格を持った人たちが、大量にはもちろん事柄の性格上いきませぬけれども、かなり進出してそれなりの実績を上げているということとは数字的には出てくるわけです。

しかし、今まで一万四千人もふえたものを吸収するだけのものは、吸収力はないということですから、今先生の御心配のように、どうやってい

わば弁護士さんを、外に活躍の場を求めるかということではないだろうか、こんな感じを持っております。

橋（慶）委員 地方自治体の場合も、規模がいろいろあって、基礎自治体は千七百あるわけですが、それは大きな自治体であれば当然任期待でも採用ということもあるわけですが、やはり小さい自治体もあるわけで、そういうところになりますと、せいぜい顧問弁護士さんとして事件のたびにお願いする、それくらいで足りるということもあるのですが、その数字というのが、今申し上げた自治体の数だけでも一千七百ということも考えただけでも、そこで出てくる需要というのは県が四十七あったとしても見えてくるわけで、数百人、千人オーダーということはなかなか考えにくいわけですね。

そのほかに、お話によりますと、今大臣も少し触れられましたが、法廷活動以外の分野、あるいは外国法、国際取引法、そういった分野で弁護士さんの能力というものを活用していくという部分もある。そういうことで、法科大学院の教育内容についても、そういうところも今充実されている、こういうことも何っております。

ただ、もう一つ問題なのは、法科大学院というものの自体の性格とかありようということも実は大変問題でありまして、実は、法科大学院というのは、法曹養成の場合、こういう定義づけで法科大学院というものがつくられているわけです。例えば、理科大学院とか経済学の大学院とか、そういうところはそういうことがなくて普通の大学院という

ことなんです、法科大学院だけは、司法制度改革とリンクしたものですから、法曹養成の場ということで縛りがあるわけです。

私は、これは今の法務省さんへの質問と少しずれますが、法科大学院において、法曹養成の場だから司法修習あるいは弁護士のための能力ということ、いろいろな科目を開設される。しかし、その中に、外国法とか国際取引法とか、いろいろ新しい、また弁護士活動のために必要な科目もふえてまいりますと、いわゆる基礎法学と言われる、例えば法制史とかあるいはローマ法とかいろいろなものがあるわけですね、そういったものについてはなかなか授業、講義が成り立たないということになると、研究者という方々、それぞれの学問分野で研究者の養成ということも大学院の大きな役割なんですけれども、そこがおろそかになるのではないかと心配をするわけです。

この点、研究後継者養成型の大学院との連携による教育研究というようなことも文科省さんはおっしゃっているんですが、具体的にどのようになっているのか、研究者の養成の場としての法科大学院というものを維持されていくのか、ここを確認しておきたいと思えます。

常盤政府参考人 お答えいたします。

法科大学院の教育課程につきましては、大きく分けますと、四つの授業科目がございます。法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、この四つの領域全てにわたって授業科目を開設する。そして、学生の授業科目の履修はいずれかに過度に偏ることがないよう

に配慮するというふうにされており。

この中で、法律基本科目といたしまして、憲法、民法、刑法など、基本的な授業科目が開設されますとともに、基礎法学・隣接科目といたしまして、法哲学、法史学、法社会学等の基礎法学に係る授業科目が各法科大学院のカリキュラムに沿って開設をされているものと認識をしております。

また、法科大学院におきましては、今委員御指摘の研究後継者養成型の大学院との連携による教育研究も進められております。例えば、東京大学や京都大学におきましては、法科大学院の修了生を法定法学研究を支える後継者として養成する体制を強化するために、法科大学院修了者を念頭に置いて、博士課程で論文作成能力の向上に資する科目を開設するといったような取り組みがあるというふうに認識をしております。

橋（慶）委員 いろいろな取り組みがされているんですが、だんだんゆがんで、先ほどの司法修習生の登録の問題もそうなんですが、ゆがんでいったときに、ゆがみがだんだん戻せなくなる前に何かしていかなきやいけないんじゃないかな、そういう危機感を覚えながら、見解をお伺いしているわけですが。

それでは、不合格者、不幸にして、三振制等がありまして合格できなかった方々についての状況ということで、ここが一番骨なわけですが、お伺いをしていきたいと思えます。

まず、修了者の進路ということについても、総務省さんの今回の政策評価では取り上げておられます。ここについての政策評価上の問題意識につ

いて、まず最初にお伺いをいたします。

新井政府参考人 法科大学院修了者の司法試験の合格率は低迷しており、また、受験資格喪失者も、平成二十三年度までに四千二百五十二人生じているという状況にあります。

このような状況に鑑みれば、各法科大学院における教育内容、方法等の改善を図る観点などから、修了者、特に不合格者の進路の実態を把握する必要性があると考えられます。

しかし、実地調査した三十八法科大学院のうち、九校で進路把握をしておらず、また、進路が把握できていない不合格者は修了者全体の約三割となっており、また、法科大学院修了者は、受験資格を保有し得る少なくとも五年間は継続的に把握する必要があると考えられますが、そこまでの取り組みを行っている法科大学院は見られなかつたところでございます。

このため、本政策評価におきましては、法科大学院に対し、修了者の進路の把握につきましては、修了時はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも五年間は継続し、総合的な蓄積、管理を行わせることを文部科学省に対し勧告したところでございます。

橋（慶）委員 この辺が一つ、言ってみれば矛盾点になってくるわけです。法曹養成の場ということだから、司法試験に受からせればいいんだと本当は、もともとのキャッチフレーズは、ほとんどの方が司法試験に受かっていく学力をつけて社会に出ていく、だから、基本的に、受からない方のことは考えなくてもいい、そういう世界でスタートしたんだと思えます。しかし、現実には、受か

らない方というのが、後から資料もお見せしますが、そういう方々がふえてまいりますと、結局、進路指導とか進路把握もしなきゃいけない。

そうすると、私が申し上げたいのは、法曹養成の場という法科大学院の位置づけというのが困難になってくるんじゃないか。要は、いろんな就職口を探す法科大学院になってくるということであれば、法曹養成の場ではなくなるんじゃないか、こんなことも思ったりします。

これは後からお伺いするとして、皆様方にはお配りしたデータ、一枚だけ、きょう、資料をつけました。これが、法科大学院協会において平成二十三年十月、中間的にわかる範囲でまとめられた「法科大学院修了者の進路の状況について」ということであります。

この取り組みを一生懸命されたこと、そして文部科学省さんも汗をかかれたことはまず評価いたします。

このデータの読み込みについては後から御説明しますが、まずは、今ほどの総務省さんの勧告。五年間継続している調べなさい、蓄積をしなさいということについての文部科学省としての取り組み姿勢について、まず城井政務官からお願いいたします。

城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

修了者の進路の把握についてでありますけれども、修了者の動向を、法科大学院を離れた後もそれぞれ法科大学院で把握し続けるというのはなかなか難しい側面もあるというふうに思いますけれども、修了者への適切な支援などを検討する上

では、その動向を把握することはやはり重要だというふうに認識しております。

そのため、文部科学省としても、省令を改正いたしまして、修了者の進路把握を認証評価の項目に新たに追加をするなどの取り組みを行ってきたところであります。

今後、総務省の勧告も踏まえまして、引き続き、法科大学院に対する調査、通知等を通じて修了者の進路の着実な把握を強く促すことで、修了者全体の進路動向の把握にさらに努めてまいりたいというふうに考えております。

橋（慶）委員 ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

そこで、皆さんにお配りしたこのデータなんです。二十三年十月末なんですけれども、皆さん、ちょっと色が合わないのは申しわけなかつたんですが、政府の皆さんには色をつけて見ていただくとわかりやすいんですが。

このグラフをこうやって見たときの右端ですね。減ってきている右端のこれが合格された方々ということですね。真ん中の、があつと広がってきているこれが今一生懸命勉強されている方々ということであります。一番左、薄くなっているところが、実は今どうされているかわからない、不明、必ずしもこれが全てドロップアウトとは申しませんが、わからないということに区分けされていくわけです。

一つ一つの母数、これはパーセンテージですから数字は入りませんが、実際は、最初の年が二千人ぐらいで、あとは大体四千四百人、四千

九百人、ちょっと減つてまいりましても四千五百人ぐらいなんですけれども、例えば一番最後の二十二年度でいえば、その年ですぐ受かつたという人が四千五百三十五人中一千四百六十六人、お勉強中という人が一千九百三十四人、わからないという人が一千二百六十八人となっております。

ですから、今の段階で、二十二年度卒の方で、要するに一年目には受かつていないということですよ。まだ勉強を続けています。この辺が例の給費制、貸与制の問題とリンクしてくるわけです。

では、これが、二十四年十月、これと同じデータをつくつたらどうなるんでしょうか。というのは、まだ勉強されていて、三振していない方々がここにいます。ここから受かつていくとすれば、あるいは一年頑張つた人たちが受かれば、今度ここはどうなるんだらう。ここが小さくなればなるほどこれは大変な話で、勉強した、卒業した、受からない、また勉強だ。だから、大変なことになってくる。

それが、先輩方が残っているものから、そういうことで自然にこうなっていくつちゃうんです。私、きょうはビジターで法務委員会ですから、

法務委員会の方々は、どちらかというと、右側だけ考えておられるような気がしてならないんです。右側のこの部分のこの就職問題を先ほどお話しいたしました。大臣とも意見交換しました。

私が心配しているのは、これからこの薄い色になつていくんじゃないかという方々です。この方々は、弁護士になろうという志を立てて法曹養成の場の大学院へ入ってきたながら、なれない。では、

四年のときに違つた選択をして、社会へ出ていけば、もつと違つた人生もあつたかもしれない。それがどんどんどんどん時間がたつていく。確かに、昔から司法試験というのはそういう部分もあつたんですが、今回は何せ、門が広がる、門戸が広がるということだから、門が広的に募集をされたということもあるものですから、ここが非常に心配なわけです。

私、勝手に二十四年十月はどうなるんだらうと申し上げましたが、大臣、いかがですか。二十四年十月というと、また今度、臨時国会ぐらいでまたビジターで来ればいいのかもしれませんけれども、そのときこのグラフを持ってきたら、どんな感じになるとお思いますか。いかがですか。

滝国務大臣 委員お示しのグラフによれば、本来の司法試験改革が結局もとのもくあみになつてしまつ、こういう御指摘だらうと思えます。

もともと、司法試験浪人というふうに言われた人たちが、大事な青春時代を棒に振つて、勉強一筋に取り組んでいる、そういう姿を何とか解消したいというのがこの法曹改革の原点だつたわけでございますから、その原点がだんだん傷が大きくなつてしまつた、こういうことをやはり改めてどうするかということを考え直さないと、もう取り返しのつかないところまで来ているということだと思えます。

そのところは、そういう深刻な状況であるということには受けとめていかなければいけませんし、そして、給費制、貸与制の問題よりもむしろ、そのグラフでいえば右側の、相変わらず試験中、あ

るいは行方がどういふふうなところに落ちついて
いるかわからない人たちについてどう配慮するの
か、こういう御指摘だろうと思います。

いずれにいたしましても、昔言われた司法試験
浪人の弊害というものをまたもクリアすること
ができなかった、こういうことの反省は率直にし
なければいけないと思っています。

橋（慶）委員 三振制ということで、司法試験
浪人としてはリタイアをさせる仕組みになってい
るとはいえども、この薄い色のところに行っちゃ
えば、何が何だかわからないということでもあり
ます。

考えてみれば、今、合格者数が大体二千人でこ
このところ頭打ち、御説明は、これはいわゆる競
争試験ではなくて、達成度を見るんだから、要す
るに司法試験としての能力がある方が二千人しか
いなかった、こういう御説明にはなっているわけ
ですけれども、大体、大学院に入学者が四千五百
人いて合格者が二千人しかいなければ、そうなる
のもある意味でシステムとして見えちゃっている
こういう問題もあるわけですね。

一面、滝大臣、恐縮ですが私よりも一世代前の
方になるわけですけれども、でも、いろいろなこ
とを御存じで、例えば、法学の場合は、四年で卒
業して、優秀な方はすぐ裁判官になったり、ある
いは法学研究の方に助手制ですぐなったり、そ
ういうシステムであるということも多分よく知っ
ておられると思うんですね。

今は、それが、ある意味で二年間余計勉強しな
きゃいけないようになって、そしてOJTもできなくて

ということになったら、何をしているのかわから
なくなるんじゃないか。これをぜひ何とかしてい
きたい、こういう思いで、要は、今大臣の御答弁
になったとおりに、全体を見ていただいたの改革
ということをぜひ法務省としても考えていただ
きたい、こういうことであります。

そこで、法科大学院において、平均合格率は非
常に今下がっております。三割に満たない、こ
ういふ状況において、若者にはどのような進路を示
し、就職指導をしていくということをお考えにな
っているのか、文部科学省さんの見解を伺いま
す。
常盤政府参考人 法科大学院の修了者につきま
しては、法曹以外の分野でも、例えば企業法務で
あるとか公務員等として活躍することも期待をさ
れているわけでございます。

司法制度改革におきましては、二十一世紀の司
法を担う法曹に必要な資質といたしまして、専門
的知識に加えて、柔軟な思考力、説得、交渉の能
力、あるいは社会や人間関係に対する洞察力等を
求めておりまして、法科大学院において、そ
ういふ能力の涵養という点で努力を続けているところ
でございます。

進路変更等によりまして仮に法曹とならない場
合におきまして、これらの法的素養等については、
社会で活躍するために必要とされる能力であ
ると考えております。こういう能力を培うた
めに、文部科学省としては、各法科大学院の教育の
質の改善ということを促してまいりたいと考えて
おります。

また、現在の状況を踏まえまして、中教審の法

科大学院特別委員会におきましても就職支援の充
実方策ということについて議論をしているところ
でございますので、文部科学省といたしましては、
こういう議論を踏まえつつ、修了者の就職支援と
いうところに力を入れていきたいというふう
に考えております。

橋（慶）委員 やはり、多分いろいろな就職口
のイメージを考えていかなきゃいけないんだと思
います。先ほど大臣から御答弁いただいたのは、
こちらの方々の就職のイメージ。しかし、全体の
方々の就職先のイメージ、あるいはどうい
うキャリアに進ませっていくか、これをぜひ文部科学省
さんとしては早急にお考えになることが大事じゃな
いかなと思います。

この項の最後であります、法科大学院の数の
絞り込みなど、さまざまな対策が議論されてお
りますが、最近の法科大学院の実情について、き
うも少しネットで出ておったようでありませ
ども、文部科学省さんからお答えいただきたい
と思います。

常盤政府参考人 お答えいたします。

文部科学省といたしましては、平成二十一年の
中教審の報告を踏まえまして、入学者選抜にお
ける競争倍率あるいは司法試験の合格率等を指標
といたします。公的支援の見直しなどに取り組んで
いるところでございまして、多くの法科大学院にお
いて教育の質の向上に向けた取り組みが行われて
いると認識しております。

しかしながら、最近の法科大学院の実情につ
いてでございますけれども、司法試験の合格率を初

めといたしまして、入学者選抜における競争倍率、あるいは入学者数、入学定員の充足率などの指標について、法科大学院間で大きな差が生じているという認識をいたしております。

さらに、法科大学院の組織見直しの状況でございますけれども、先月、法科大学院一校が募集停止を発表いたしましたけれども、それを含めまして、これまでに三校の法科大学院が募集停止あるいはその予定を発表しているところでございます。

文部科学省といたしましては、中教審の法科大学院特別委員会におきまして課題のある法科大学院への対応等、法科大学院教育の改善方策について検討を加速させていきたいというふうに考えております。

橘（慶）委員 きのうのネットに発していた記事では、ことは八六％の法科大学院で入学定員割れ、こういう記事もあったと思います。ぜひ、この分野について早急に、言ってみれば、需給と言ったら叱られるかもしれませんが、そういう合格者数なり、そのところに合った法科大学院制度の設計、そしてまた法学教育というものを本当にどういうふうに再構築するのかがということについて取り組んでいただきたい、このように要望をさせていただきます。

最後に、幾つか問題点は申し上げたので、あとは、これからどうするということですか。

法務省さんが庶務を担当されている法曹養成フォーラムも五月十日には論点整理が終わったところであります。少し確認をさせていただきます。

法曹養成フォーラムの主たるメンバー、主要メ

ンバーというのは、例えば司法書士とか行政書士さんとか、いわゆる税理士さんとか、そういう士業の方は余り入っておられませんでした。あるいは、司法試験の受験生とか、企業等の法務サービスのユーザーとか、そういった方々も本メンバーとしては入っておられませんでした。しかし、論点整理においてはいろいろな形でそこは反映されたものと思います。どのようにされたかだけ確認をさせていただきます。

滝国務大臣 フォーラムの中では、例えば司法書士会からもおいでいただいて、司法書士の仕事ぶりというような観点から意見を聞かせてもらう。それからもう一つは、例えば市町村に職を得ている弁護士さんというか法曹の実際の仕事ぶりはどうなんだろうとか、そういうようなことでのヒアリングとか、そういうことはやってまいりました。

橘（慶）委員 そういうことも踏まえられて、フォーラムの論点整理では、隣接専門職種団体について、役割の明確化と連携の強化ということを指摘されているわけでありませう。

どうしても法務省さんという一つの垣根の中では、弁護士さんと司法書士さんとの関係ということになってしまふのかもしれないが、現実には、行政書士さんもあったり、あるいは税理士さんの方もあったり、実は税理士さんと会計士さんが、これは法務省さんの所管ではありませんけれども、非常に今問題を抱えていますから、これは会計士さんも同じような問題を今抱えていますから、いろいろなところに士業の状況というのは非常に難しくな

ってきているわけですが、ここでは法務省さんということでありませうので、弁護士さんと司法書士さんとの関係についての見解だけ伺いします。大臣にお願いします。

滝国務大臣 司法書士さんというのは、簡易な事件については弁護士に準じた仕事ができるということでもございますので、そういう意味で、司法書士会の方々を呼んで実際の仕事の中身というものを聞きしたわけでございます。

そういう意味では、例えば税理士さんとか、そこまではいっておりませう。

橘（慶）委員 この分野は、どこかがひずんでくるといういろいろなことがひずんでまいります。ぜひそこも含めて総合的に、しかし早急に御検討を進めていただきたい。

大臣からは、若い方々に視線を置いてというお話も承りました。それは非常にありがたい御答弁だったと思いますが、そういった、きょうのお話をさせていただいた法曹養成制度の今日的な問題点、若者が直面しているこの制度のひずみ、こういったことを直視した上での具体的な処方箋を書くべきと思いますが、大臣の決意をお伺いしたいと思っております。

滝国務大臣 少なくとも法曹養成のための基本的な主管省である文部科学省も入って、この問題は政府一丸となつてとにかく解決策を探る、こういうことでございます。

そして、今度の裁判所法改正法の考え方にもございますように、少しウイングを広げて、合議機関として改めて方向を探っていく、こういう決議

もいただいておりますから、そういう中で、新しい角度からも見直しを早急に詰めていく、これが法務省の責務だろうと思っております。

橋（慶）委員 総務省の政策評価の勧告に対する回答は、どうやら六カ月後、そしてまた一年後ということであるようです。今ほど、処方箋を書いていく上でのお気持ちは伺いました。したが、あと、念のため、スケジュール感ということについて、法務省、そしてまた文部科学省から、それぞれお答えをいただきたいと思えます。

滝国務大臣 裁判所法の改正法案のときにもこの委員会における皆さんの御意見を伺いましたけれども、結局、この問題は、毎年十一月から新しいいわば合格者が司法修習に入る、そういう期間の問題もありますから、十一月が一つのポイント、それから年度末の三月、四月が一つのポイント、そんな時期を勘案しながら早急に取りまとめしていく、こういうふうなスケジュール感を持って臨んでまいりたいと思っております。

城井大臣政務官 お答えを申し上げます。先ほどからお話が出ておりました論点整理の取りまとめを踏まえ、また、法科大学院のさらなる改善方策については、現在、中教審の法科大学院特別委員会におきまして、課題のある法科大学院への対応、あるいは未修者教育の充実方策などについて集中的に議論を行っているところであります。

その上でありますが、文部科学省としても、この法曹養成制度の今後については、特に政務三

役として危機感を強く共有しているものであります。

そうした部分を踏まえまして、先ほどの論点整理、そして裁判所法改正の審議の動向、また、国会からもさまざまな御提言、御意見を厳しく強くいただいておりますので、そうしたものをしっかりと踏まえまして、中教審における検討をまず加速させるということ、また、それとともに、取りまとめたところから実行していく、随時加速していくということを取り組ませていただきたい、そのように考えております。

橋（慶）委員 文部科学省さんの方は、めどは明らかにはなさらなかったというのがちょっと残念ではありますけれども、しかし、危機感ということはお話があったわけですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

法曹養成の場としての法科大学院、本当にこれだけの数で、これだけの入学者でいいのかということ、ではどういう形に変えていくのか、どういうあり方があるのか、そしてまた、どの程度の弁護士さんの合格者が必要なのか、その方々がどういうまた役割を果たしていけばいいのか、そういったことについてぜひ総合的に検討をいただき、そしてまた、他の土業等にまた変な形ではねっ返りが出てこないように、ぜひ、ここについて早急に、かつ綿密に検討をいただきたいということをお申し上げて、ここまでの項を終わらせていただきます。

最後になりました。また大臣所信に戻りまして、幾つかの点についてお伺いをしていきたいと思

ます。

最初の一点目だけはちよっと、どうしても私としては今の内閣、政府の皆さんとは見解を大いに異にするので、きつい質問かもしれません。

現内閣は、二十五年度の新規採用を二十一年度比五六％に絞り込まれたわけでありまして。法務省さんの採用上限は九百四十二人とされたということでありまして。これについてはいろいろ、この委員会での御意見等もあつて、他の省庁から見ればある程度の配慮もされたという話も漏れ承つてはおります。

しかし、専門職種が非常に多い法務省さんの実情、そういう実情に照らして、本当にこういう採用抑制という形で、もちろんこれは、仕事がないとか行政整理とか、そういうことをされている中で、いわゆる先に定員の方があつて、定員の方から見ると、必要な数というのがあつてそれで絞り込んでいくならいいわけですが、これは逆でありまして、定員は充足しなくても新規採用を絞り込む、そういう話でありますから、本当にこれで法務行政上問題は生じないというふうにお考えであるのか。このあたりのいきさつ、今の思いについて、大臣からお伺ひしたいと思います。

滝国務大臣 公務員の定数を減らしていくという基本方針がございますし、当然それに基づいて各省努力をする、これが基本であるはずでございます。

今回、法務省としては、平成二十五年度の定数について、いわば九百四十二人の採用上限、こういう設定をされているわけでございます。したが

つて、その中でどうやって回していくか、こういうことでございますけれども、まずは退職者というものを勧奨していく、退職を勧奨していくというのが一つの問題でございます。

その中で、新規採用職員は抑制されているものですから、それを力パ一するためにはそれなりの努力をしなければいけない。どういう格好で努力をするかといえば、一つは、退職者を少し任用延長するとか再任用して当面をしのぐということとでございますし、そしてもう一つは、これからの数字としては勧奨退職を少し募集をできるだけ多くしていく、こういう二つの戦略でこの急場をしのいでいきたい、こういうふうに思っております。

その中でいきますと、平成二十五年度はなかなか厳しい、それでも厳しい中でとにかくやりくりをしていかなければいけない、こんな定数のやりくり、職員配置のやりくりでございます。

橋（慶）委員 組織における人員構成なり採用をどうするかというのは、これは地方自治体でもあることですし、今企業でもあることであります。ただ、今大臣のお話のあったことでいいますと、普通なら、まず希望退職、企業では希望退職をとって、要するに会社が厳しいわけですから、そういうものをやってある程度枠をつくって、では、そのことによって新規採用をどうするかというのが普通でありまして、人事担当者すれば、採用というのは、それは仕事が多くなる、少なくなる、いろいろあるかもしれませんが、恒常的にある仕事であれば、採用というのはフラットに採ってい

く、年齢のこぶをつくらないということが本来は常道であろうと思うんですね。

そういう意味では、今回、三月、四月、いろいろな事情は理解します。いろいろな事情は理解するけれども、それはどちらかというと財政的、あるいは消費税の問題、いろいろなこともあったとは思いますが。しかし、人事行政側から見ると、本当はこれは本末転倒ではないか、こういう感じがするわけです。

もう一つ、きょうは若い方々の視点ということを私は申し上げてきました。つまり、ことし、平成二十四年、今試験をやっていますけれども、ことしから人事院の国家公務員の採用試験というのは変わったわけですね。種、種、種というのをやめて、総合職、一般職ということと、ことは試験制度の大幅な変更をいたしました。もちろん、法科大学院の修了者の試験制度もあるわけですから。

こんないろいろな試験制度も変更した、ただでさえ受験者の方々はいろいろなことを心配している、そういうときに、しかも、準備を進めて進めてきた上で、四月になって、要するにもう四年生になったときに、突然、採用の門はことしは狭き門である、こういうことを宣言されるというのは、繰り返しますが、行財政改革という方の視点からは理解したとしても、人事行政上、それから受験者の視点というところからいくと、私はこれはおかしんじゃないかというのを総務委員会で川端大臣にも聞いております。

実は、私は、滝大臣はこれを聞くに値する方だ

と思います。人事行政上のこともおわかりである、それから受験者という立場もなされたことがある。先ほど、司法修習の方では若い方々の視点の話もありました。そういう立場からごらんになって、どうお考えになるのか、そして本当にこんなことを続けていっていいのか。どうお考えですか。

滝国務大臣 法務省の守備範囲を超える問題でございますけれども、基本は、今委員のおっしゃったように、人事というのは長い目で見て、毎年の新規採用が、ある年は極端に少ない、その十年後にはどんとふやす、そういうようなことはできるだけ避けるというのが人事配置の基本でございますから、そういう意味では、今回の行政改革の一環として、急場をしのぐという意味ではやむを得ない措置だろうと思えます。

ただ、そうはいっても、やりくりしても、今先生の御指摘のように、新規卒業者の門がそれだけ狭くなるということについてはやはり国全体の問題として考えていかなければいけない。そのためにはどうするんだという、これはなかなか解決方法はありませんけれども、とりあえずは来年の枠を待って、そういう人たちを優先的に採用していくのかなという感じもしないわけではありませんが、なかなか、これだけ定数を削減している中で、一年待ってもらったとかなんとかという約束もできませんから、そのところは、大変国家としてのいわば損失ということを覚悟して踏み切らざるを得ない。そんな事情に今あるということとを率直に認めていかなければいけないと思えます。

橋（慶）委員 御答弁の趣旨は理解するんですが、何かやはり、若い方々、これからの世代に対して私たちは冷たいんじゃないかなという感じもしないわけじゃないんです。やはり、ことしという機会を失えば、一年浪人するのか、それとも公務員はこれで諦めるのか、そういうことになっていくわけですね。それを本場にこういう形でしていく方がいいのか。むしろ、希望退職等なり募られて、まず、今、ここにいる私たちから席を空けてあげて、新しい方々にやはり席を譲っていくということが本来あるべき将来の世代に対する現世代の務めではないかと。要は、希望退職から始められるべきじゃないかということを上げたいんです。

さらに、これは非常に難しい問題を抱えております。

年金制度の変更によりまして、二十五年度には、間もなくですよ、国家公務員で六十一までの再任用の問題が待ったなしで来るわけです。これはまた大変なことでありまして、無年金者を出しているのかどうかという。そういうことを全部考えたときのこのスケジュール感、段取りということにおいて、本場にこういう段取りの踏み方で来年もつのか、再来年もつのか、そこまで長期的なことをちゃんと考えているんですか、そういう問題意識なんです。

これは法務省ということではなく、大臣だからあえて申し上げておきます。ぜひ、閣内でそういう議論をする場があったら、そういうことをもう少し長期的に考えていただきたい、こういうことを

特に申し上げておきたい、こう思います。

次の質問に移ります。地方法務局の問題であります。登記所の関係ですね。

ここについて、整理統合というのはこれはずっと今まで進めてこられたわけであります。どの程度進捗しておりまして、今後、どのように取り組む方針なのか、民事局長さんに確認をいたします。原政府参考人 登記所の統廃合の経緯をまず少し御説明させていただきたいと思えます。

登記所は、明治中期に、当時の交通事情を前提としまして、利用者が一日で往復できるようなということで、全国に数多く設置されたという経緯がございます。

しかし、その後、交通事情等の社会情勢が大きく変化したため、法務省におきましては、昭和三十年代から登記所の統廃合に努めてきているところでございます。

現在は、平成七年に民事行政審議会から答申を受けた基準に基づきまして、また、数次にわたる行政改革に係る閣議決定等を踏まえて、登記所の統廃合を進めているところでございます。

その結果といたしまして、昭和三十年当時は二千庁以上登記所がございましたが、平成七、八年当時は約半分になり、本日現在で登記所数は四百三十二庁となっております。しかし、全国的に見ますと、比較的小規模な登記所がまだ相当数存在している状況でございます。

政府の方針であります行政改革の必要性や国の厳しい財政事情等に鑑みますと、利用者の利便性を確保しつつ、事務処理の効率化を図り、質の高

い行政サービスを提供していく必要性は高いものと認識しておりますので、今後とも、引き続き必要な統廃合を実施することによって、登記所の適正配置を実現してまいりたいと考えております。

橋（慶）委員 この問題については、確かに交通の発達ということもありますし、やはり適正配置ということかと思えます。

ただ、また一面、法務局さん、登記所のある場所に、大体その辺に司法書士さんとか皆さんが事務所を構えておられると、一つの町になっているという場合もありますので、その辺のそういう実情なども見ていただきながら、またいろいろ勘案して進めていただきたいな、このように思います。もう一点、御質問させていただきます。

この登記所においては、備えつけ地図、いわゆる公図というものがございまして、公図は徐々に整備は進んできているわけですが、これは国交省の地籍調査なども関連するわけですから、やはり適正な土地の取引を進めていくためには、地籍調査、そしてこの公図の整備というのは欠かせない問題だと思えます。

東日本大震災によって失われた公図の整備ということについても、今、鋭意、取り組んでおられることは聞いておるわけですが、きょうはそちらはちょっとおきまして、大臣所信においても、全国的に積極的に取り組むとされたこの登記所備えつけ地図の整備について、現状、当面の整備目標について民事局長さんに伺います。

原政府参考人 法務省におきましては、平成十六年に都市再生本部から出された方針を受けまし

て、都市部における地図混乱地域につきまして、登記所備えつけ地図の整備を進めてきているところでございます。

平成十六年度から平成二十年度までに四十六平方キロメートルの地域について地図を作成しております。その後は、平成二十一年度から平成二十八年年度までの八年間で合計百三十平方キロメートルの地域について地図を作成する、こういう計画を立てまして、この計画に基づき、都市部における地図混乱地域について地図の整備に努めているところでございます。

平成二十一年度から平成二十三年度までに四十二平方キロメートルの地域について地図を作成しております。したがって、平成十六年度からの累計にいたしますと、八十八平方キロメートルの地域について地図を作成したということでございます。

今後とも、都市部の地図混乱地域につきましては、地図整備の緊急性がございますので、引き続き計画的に地図整備作業を進めてまいりたいと考えております。

橋（慶）委員 この数字を聞きますと、日本の国土から見れば、確かに三十八万平方キロメートルと見ると百三十平方キロメートルかなと思いますけれども、実はそうではなくて、今御説明あったように、都市部、例えば東京の密集地域などを考えていただくと、そういうところの公図混乱地域を直していくということであれば、何万筆という地図、地籍が確定していくということ、そのことによって土地の取引がスムーズになるとい

であれば、非常にこれは将来にわたって財産、ある意味でソフトな行政の財産だと思えますので、インフラだと思えますので、引き続き粘り強いお取り組みをお願いするものであります。

あと五分ということでありまして、最後のところは、少し、余り難しくないお話というか、やわらかい話にしたいと思います。

入国管理業務というところからかというところかたい話に普通はなるわけですが、ここでは観光立国の視点ということでありまして、これは大臣所信にもございます。日本が観光立国の推進ということで、外国人観光客をふやしていこうという視点から、今後ともクルーズ船に対して迅速な審査を試行する、試してみる、こういう文言が大臣所信にあったわけでありまして。

そこで、具体的に入国管理の現場においてどのようなことを試行しようとされているのか、これについて、まず入国管理局長から御答弁をお願いいたします。

高宅政府参考人 多数の乗客が乗船しております大型のクルーズ船、これが我が国に寄港いたしました場合、一度に多数の上陸申請が行われます。また、その一方で、寄港時間が比較的短いという問題がございます。通常の場合における以上に迅速な上陸審査が求められるということになるわけでございます。

このため、応援派遣などによりまして多数の入国審査官を集中するということは従来からやってきましたし、あるいは、仮上陸許可制度の活用などさまざまな工夫もしてきたところでございます。

が、今回試行することとしておりますのは、寄港地上陸許可制度という、船舶が寄港した港の近傍に上陸を許可する、そういう特例制度でございますが、それと先ほどの仮上陸許可制度、これを組み合わせる運用する。その上で、乗客が迅速に上陸できるようにするというものでございます。

具体的に申し上げますと、あらかじめ船舶側から乗客名簿の提出を受けまして、予備的作業を行う。その上で、乗客の方が下船する際、船をおりる際に、船舶の入り口などの手前などで指紋情報の提供を職員が並んで受ける。それで、仮上陸という形で許可して、下船してもらおう。それで、乗客の方が下船して観光などをされている間に寄港地上陸を許可する、最終的な許可をするということでございます。

このように、今回試行しようとしている方式といたしますものは、乗客が船舶から下船するためにも必要時間というのがございますが、その時間帯を利用することによって新たな時間を最小限にする。また、より簡易な手続で許可できる寄港地上陸許可制度というものを活用することによりまして審査を迅速に実施するというもので、必要な準備を行った上で、今月中にも開始する予定でございます。

橋（慶）委員 では、これから、今月からいよいよ始まるということなんですね。これは理解いたしました。

実は、私の地元でも、このところ、そういう大型クルーズ船、外国人を乗せたものが本当初めてというような形で来まして、それで、わかっ

たことは、入国審査官の方がわざわざ先にクルーズ船に乗っていただいて、中でいろいろな手続を進めながらいらつしやるということもわかつて、非常に入国審査官の方がいろいろな意味で御苦労されているんだということも実はわかつたわけでありました。しかも、私の地元の場合は、天候不良によりまして地元で寄港が取り消しになりました、富山県の伏木でおりるはずだったのが北海道の小樽まで入国審査官も乗っていたのが北海道とで、大変迷惑もかけたな、そんなことも思います。

今、たまたまこれから試行されるということだったんですけれども、これは通告ではないんですが、ではどれくらい短縮されるというふうに思っておられるのか、大体目分量、まあやってみなぎやわからないとは思いますが、どれくらい短縮だというふうにお考えなのか、局長さん、もしわかれれば。

高宅政府参考人 時間的なものもございますが、船というものは出入り口が限られておりますので、そこからおりるときにどうしてもお客様方というのは並ばれるわけですが、そのところで並ぶということ、要するに、普通におりるよりも余計な時間をできるだけかけさせないということと、それから、実際に寄港地上陸許可制度では、今、上陸に際してバイオ情報をとっておるんですが、それを、指紋、顔写真と両方やっておるんですが、指紋だけにして顔写真を撮らないということとで短縮ができるかと考えております。

橘（慶）委員 ありがとうございます。

なかなか、成田のああいふ審査と比べてどうしてこれはそんなに急ぐのということなんですが、クルーズ船で来られた場合、ある港、例えば横浜なら横浜、大阪なら大阪で、例えば一日だけそこに寄港されて、見学をされて、また次のところへ行く。だから、乗客さんにとっては非常に一分一秒大事だ。そこで待たされるといらして、それではいわゆるおもてなしにならない、こんな話だと思っております。

最後であります。

クルーズ船は非常に大型化する傾向でありまして、乗客が二千人に達する場合もあると聞いております。入国管理上の行政目的を尊重することとは大変大事で、ここにはいろいろ法務委員会においても大変厳しい問題もあるんだ、このように思っております。

適正に入国管理行政を進めていただくことは当然といたしまして、観光立国の推進の面で、できる限りの配慮を求めたいと思えますが、大臣の見解をお伺いして、終わらせていただきます。

滝国務大臣 今、入国管理局長からもお話しさせていただきましたけれども、一遍に二千人からの人たちを入国管理するというのは、これはなかなか時間がかかる。一人について恐らく数分かかる、手際よくやっても数分かりますから、それをわずか十秒ぐらいでやるためには、それだけの機械化したものを持ち込んで、船の中であらかじめやっておく。それで、今、先生がおっしゃったように、寄港地から寄港地へ船が動くわけですから、一日でも上陸してくれればツアー観光

になりますから、そういう意味での促進を、こういう格好で法務省も協力していくということでございます。

やはり、それぞれの地域が観光立国を目指して、どの県でも、東京でも大阪でも観光立国というのをうたっていると思えますけれども、そういうものが現実問題として、これによって少しでも役に立てば、こういうことで私どもは考えてまいりたいと思っております。

橘（慶）委員 きょうは大変ありがとうございました。終わります。